

令和5年6月16日
四国電力送配電株式会社

電力・ガス取引監視等委員会からの報告徴収に係る報告について

当社は、令和5年5月30日、電力・ガス取引監視等委員会より、インバランス料金等の誤算定に関して、電気事業法に基づく報告徴収を受領しておりました。

(5月30日お知らせ済み)

これを受け、本事案の発生原因及び再発防止策等を取りまとめ、本日、電力・ガス取引監視等委員会へ報告いたしました。

当社といたしましては、本事案により関係者のみなさまに多大なご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

今後、類似事案が二度と発生することがないように、再発防止に全力で取り組んでまいります。

(別紙) 報告書の概要

以上

報告書の概要

1. インバランス料金の誤算定について（事案判明日：2023年5月1日）

○本事案の内容

当社は、インバランス料金を算定する過程で、2022年12月から試運転を開始した四国電力株式会社（以下「四国電力」）の西条発電所新1号機について、発電実績を二重に計上する誤った処理を行い、その結果、2022年12月分から2023年2月分の3か月間、四国電力のインバランス料金を過大に請求しておりました。

なお、誤算定に伴う四国電力との精算は、本年6月1日までに完了しております。

○本事案の発生原因と再発防止策

主な項目	内 容
発生原因	当社は、インバランス料金の算定にあたり、託送システムに登録されている発電所情報を事前に確認する必要があったが、これを行わなかったため、西条発電所新1号機の発電所情報が試運転を反映したものに更新されていることに気付かず、発電実績の二重計上に繋がる誤った処理を行った。
再発防止策	【発電所情報の確実な伝達（5月より実施済）】 契約変更時等の情報を担当者間で確実に伝達するため、発電所情報の「異動連絡票」を新たに作成し、管理する仕組みを導入した。
	【作業チェックリストの項目追加（5月より実施済）】 新設電源の試運転期間中の取扱いについて、インバランス料金算定の作業チェックリストに当該項目が設定されていなかったため、チェックリストに項目追加するとともに、マニュアルの点検・整備を行った。
	【異常値の早期発見体制の構築（6月より実施済）】 請求書発行前に、インバランス料金の算定結果を複数人で点検するなど、異常値を早期に発見するための仕組みづくりを行った。

2. 近接性評価割引額の誤算定について（事案判明日：2023年4月20日）

○本事案の内容

近接性評価割引額は、小売電気事業者が作成した需要調達計画を託送システムへ取込み算定しますが、当該計画に変更があった場合は、補正用データを託送システムに再取込みした上で算定しています。

今回、この補正用データの再取込作業用に新たに作成したプログラムに不備があり、近接性評価割引に用いる電力量が誤って計算されたことから、2023年2月分の近接性評価割引額を過少に算定しておりました。

なお、誤算定に伴う事業者様（全16社）との精算は、本年6月7日までに完了しております。

○本事案の発生原因と再発防止策

主な項目	内容
発生原因	需要調達計画に変更があった場合は、当該計画の補正用データを託送システムへ再取込みする必要があるため、当社はこの作業を、作業内容を指示した「運用依頼書」を発行した上で外部に委託している。今回、委託会社において、これまで手作業で行っていた当該作業の一部をシステム化したところ、そのプログラムに不具合があり、本年2月分の近接性評価割引額を過少に算定した。
再発防止策	【委託会社への指示内容の明確化（6月より実施済）】 当社が発行する「運用依頼書」への記載内容について、作業内容に加え、今回のプログラムの導入のように作業方法を変更する場合の取り扱いや補正用データの取込結果の確認方法を明確にするよう変更した。
	【託送システムのシステムチェック機能強化（7月実施予定）】 託送システムを一部改修し、データ取込処理時におけるファイルのシステムチェック機能を強化する。
	【異常値の早期発見体制の構築（6月より実施済）】 請求書発行前に、近接性評価割引額や割引対象電力量について、前月分実績との比較を行うなど、異常値を早期に発見するための仕組みづくりを行った。

3. 上記1・2に共通の再発防止策について

【組織的なチェック体制の強化（8月実施予定）】

料金算定を担当する部署内に、チェック体制を強化する新たな組織を設置し、同種事案の再発を防止するとともに、料金算定等の業務品質向上を目指します。

【社内の監査部門による内部統制の強化（今年度実施予定）】

再発防止策が有効に機能しているか、社内の監査部門による往査を実施し、適時、経営層に報告することといたします。

以上